

令和 2 年 9 月 30 日

各 部 課 長 殿

市 長 尾 崎 保 夫

令和 3 年度予算編成方針

内閣府が発表した月例経済報告（令和 2 年 9 月）では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」と報告している。また、国や東京都においては、新型コロナウイルス感染症の財政に与える影響については不透明な部分が多く、例年以上に先行きを見通すことが難しい状況であるとしている。

当市においても同様の状況にあることから、令和 3 年度予算編成については、リーマンショックよりも影響が大きいとされている新型コロナウイルス感染症の影響による歳入の減を考慮すると、大胆な事業の縮小、廃止等を実施しなければ、予算を編成することができないものと考えている。

このことを念頭に置き、国や東京都の予算編成の動向を的確に把握するとともに、この予算編成方針に基づき編成することにする。

1 国及び東京都の予算編成

国及び東京都は、現時点では、次のような考えに基づき、令和 3 年度の予算編成に取り組むこととしている。

(1) 国の予算編成

国においては、「令和 3 年度予算の概算要求の具体的な方針について」（令和 2 年 7 月 21 日閣議 財務大臣発言要旨）により、感染症の感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であるとしているが、他方、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があるものとしている。

このため、令和 3 年度の概算要求については、政令を改正し、要求期限を 1 か月遅らせ 9 月 30 日とするとともに概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものにすることとしている。

具体的には、(1) 要求額は、基本的に、対前年度同額とすること、(2) その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など、緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができること、(3) これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化すること、(4) 年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとしている。

(2) 東京都の予算編成

東京都の「令和3年度予算の見積りについて」(令和2年8月28日依命通達)では、今日の都政には、新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化や、東京2020大会の延期への対応など、喫緊の課題に的確に対処していくことに加え、豪雨災害・大規模地震などの災害への備え、人口減少や更なる少子高齢化への対応、待機児童の解消や女性活躍支援など、誰もが安心して暮らし、人がいきいきと輝き活躍する社会を築くための施策を着実に推進していくことが求められている。

加えて、「国際金融都市・東京」の実現、起業・創業やイノベーションの活性化、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた観光振興など、東京の「稼ぐ力」に更に磨きをかけ、我が国の経済を力強く牽引していくための取組や、「ゼロエミッション東京」の実現や気候変動対策など、SDGsやサステナブル・リカバリー(持続可能な回復)の視点も踏まえつつ、東京ひいては日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならないとしている。

さらには、官民の連携のもと、Society 5.0の社会実装に向けた取組の推進や、ICT人材の育成強化、AI、IoT、5Gなどの技術革新をいち早く取り込むことで、デジタル化を加速させ、都民生活の豊かさや生産性を向上させるとともに、新型コロナウイルス感染症を乗り越えたその先を見据えた東京の構造改革を進めるなど、新しい社会を創り上げていくための取組を推進することも重要であるとしている。

東京都の令和3年度予算は、財政環境の先行きを見通すことが困難な中、これまで培った財政対応力を最大限発揮し、新しい「未来の東京」の実現に向けて、都政に課された使命を確実に果たしていく予算として、第一に、新型コロナウイルス感染症との闘いを乗り越えるとともに、「新しい日常」や「持続可能な都市・東京」の実現に向けて、戦略的な

取組を果敢に進めていくこと。第二に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層無くし、健全な財政基盤を堅持すること。第三に、東京2020大会を都民・国民の理解を得られる安全かつ持続可能な大会として実施し、次世代へレガシーを継承していくことを基本として編成することとしている。

なお、義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査したうえ、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分精査した上で、原則として令和2年度予算額に対して10パーセント減の範囲内で過去の決算等を踏まえて所要額を見積もること。

政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、十分精査した上で必要な経費を適切に見積もること。なお、原則として令和2年度予算額の範囲内とすることとされている。

2 東大和市の予算編成

(1) 予算編成の重要事項

①重視する考え方

少子高齢化や人口減少の進展、公共施設等の老朽化対策に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、財政状況は、これまで以上に厳しい状況が続くことが見込まれている。

このような状況にあっても、持続可能な市政運営を行うためには、長期的な視点に立ち、施策の優先度を考慮して、効果的・効率的な行財政運営を行っていく必要がある。

このことから、令和3年度の予算編成にあたっては、次の点を重視する。

ア 今後も新型コロナウイルス感染症への対応を進めていくとともに、感染拡大を防止するための「新しい生活様式・日常の定着」の実践を前提として、これまで実施してきた事業の内容や実施方法等を精査した上で、事業を実施すること。

- イ 「東大和市行政改革大綱」に基づき、市民サービスの向上や効果的・効率的な行政運営の観点から、行政改革に取り組むとともに、持続可能な行財政運営のために、民間活力の導入の推進、歳入の確保、歳出の縮減等に取り組むこと。特に、令和 2 年度に実施している業務分析等支援業務の分析結果等を活用して、事務事業の見直し、事務の効率化、ICT化の推進などに取り組むこと。
これらの事務事業の見直し等の効果として、職員の働き方改革につながることを理解して進めること。
- ウ 「新しい生活様式・日常の定着」への対応や、事務の効率化等を図るため、国や東京都の動向に留意して、市内のデジタル化について、積極的な検討を進めること。
- エ 「東大和市公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点による老朽化対策や維持・更新に係る財政負担の平準化など、公共施設等の最適化の実現に向けて取り組むこと。
- オ 開かれた市政の実現のため、施策の形成や課題の対応に当たっては、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。

②重要施策等

第二次基本構想における将来都市像「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」を実現するため、令和 3 年度予算編成においても、「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまち」を目指した施策を最も重要な施策として位置づけ、子ども・子育て支援と学校教育の充実を一層図るとともに、健康寿命の延伸やシニアの方々の地域での活動を支援する施策を進める。

加えて、各施策の実施に当たっては、優先度を考慮して取り組むこととし、これらの施策を通じて、市民の皆様が将来にわたって住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを推進していくこととする。

また、これらの施策の実施は、人口減少の抑制を図るための「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる施策との関連性を理解して、取り組むこととする。

さらに、令和 3 年度は、延期となった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催の年にあたることから、関連する事業について計画的に取り組むこととする。

(2) 予算見積もりの考え方

①全般的事項

- ア 実施する主要事業については、「東大和市実施計画」に計上された主要事業を基礎とするが、事業の必要性、効果、実施時期等を改めて検討し、真に必要な事業を計上すること。
- イ 事業の実施に当たっては、制度や目的、内容等を改めて精査し、事業の必要性、効果等を検証し、真に必要な事業を計上すること。
- ウ 予算の見積もりに当たっては、決算や執行状況を検証し、積算根拠について十分精査し、真に必要な経費を見積もること。
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国や東京都の予算編成日程が遅れることが見込まれることから、令和3年度予算の編成にあたっては、例年以上に情報収集に努め、その把握には十分留意すること。

②歳入予算

新型コロナウイルス感染症の影響により歳入の大幅な減額が見込まれるが、現時点では確たる見通しが難しい状況になっている。推計については、リーマンショックが発生した平成20年度以降の推移等を参考にするなどして積算すること。

- ア 市税や都税に連動する交付金などについては、現時点では推計が困難な状況であるが、国の税制改正の内容や影響等の動向などにも留意すること。また、課税客体を的確に把握するとともに、引き続き収納率の向上に取り組むこと。
- イ 地方交付税は、地方の固有財源（一般財源）として位置づけられており、今後、国が策定する地方財政計画及び地方財政対策の内容を十分に注視すること。
- ウ 国庫支出金及び都支出金については、国や東京都の予算編成日程が遅れることが見込まれるため、その動向を的確に把握し、各事務事業の財源として積極的な確保を図ること。
- エ 分担金・負担金及び使用料・手数料については、受益者又は原因者の適正な負担を検討し、自主財源の確保を図ること。また、収納率の向上を図ることにより負担の公平性を保つこと。
- オ 未利用財産等について積極的な活用を検討し、歳入の確保に努めること。

③歳出予算

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時的な経費が発生する一方で、歳入の減額が見込まれることから、既存の事業について、その必要性を改めて検討し、見直しを図ること。

また、このような中においても扶助費については、障害者福祉や児童福祉の拡充に加え、生活保護費が高止まりの状況となり、繰出金についても、高齢化社会の進展に伴う医療・介護の給付が増加し、令和2年度の予算規模を超えることが見込まれる。

さらには、老朽化が進んでいる公共施設等の対応については、学校施設の長寿命化をはじめ、今後の更新等の経費に多額の財源を必要とすることから、国や東京都の補助金等の積極的な活用が図れるよう、改めて事業内容を検討すること。

なお、「(1) 予算編成の重要事項」及び「(2) ①全般的事項」や、別に定める予算編成要領等に基づき、予算見積書を作成すること。

ア 政策的経費については、「東大和市実施計画」に計上された主要事業を基礎として見積もること。

なお、令和3年度予算編成過程において、予算全体で財源不足が見込まれる場合には、事業の中止及び休止等により別途調整する。

イ 経常的経費については、職員人件費や公債費等を除き、見積上限額の範囲内の額とし、かつ配当する一般財源の額を超えないこと。

各課において見積上限額を超えてしまう場合には、各部における見積上限額の合計を超えないよう、必ず部内で調整を図ること。

なお、見積上限額の合計を超えて提出された場合には、再調整を依頼する。

※見積上限額は、歳入の減額見込みから推計して、令和2年度当初予算における経常的経費から5.6%減じた額としている。

ウ 事務改善を図り、合理化・効率化を進めることにより、事務管理経費や時間外勤務手当の縮減など積極的な取組を行うこと。

エ 会計年度任用職員に係る予算の計上については、業務の進め方を見直すなど、必要性等を十分に精査した上で、真に必要な配置分について見積もること。

オ 公共施設等の保全に係る経費のうち軽易な内容については、過去の実施状況等を踏まえて、その改善に必要な予算を見積もること。

④特別会計予算

特別会計における各事業についても、前記の「(1) 予算編成の重要事項」及び「(2) ①全般的事項」等に基づき、予算を見積もること。また、特別会計として経理する原則を踏まえ、一般会計繰入金については、制度に基づき一般会計が負担する経費に係る基準内繰入金と、それ以外の基準外繰入金を明確に区分し、負担の適正化や経費の縮減等により、基準外繰入金の抑制を図ること。

⑤公営企業会計予算

公営企業会計である下水道事業についても、前記の「(1) 予算編成の重要事項」及び「(2) ①全般的事項」等に基づき、予算を見積もること。また、令和3年度予算は、公営企業会計として2年目となることから、よりわかりやすい予算の説明となるよう努めること。